

中核機関における適切な後見人候補者の 推薦及び後見人支援の取組状況、 助成制度の取組状況

令和元年11月20日 社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室 障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室 老健局総務課認知症施策推進室

中核機関における適切な後見人候補者の推薦及び後見人支援の取組の推進

利用者がメリットを実感できるよう、中核機関において、本人の状況に応じて適切な後見人を 家庭裁判所に推薦するための受任調整会議や、市民後見人や親族後見人を支援する後見人 支援の取組を推進。

(KPIの設定)

・後見人候補者の推薦及び後見人支援に係る K P I を設定し(本年 5 月)、自治体に取組推進について通知(本年 7 月)

(KPI(2021年度末))

- ・中核機関(権利擁護センター等を含む)において後見人候補者を推薦する取組を行っている市区町村数 800市区町村(令和元年7月時点 279市区町村)
- ・中核機関(権利擁護センター等を含む)において後見人支援の取組(専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施)を行っている市区町村数 200市区町村(令和元年7月時点 80市区町村)

(中核機関の役割・機能についての周知)

・地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き(平成30年4月)や、市町村セミナーや 自治体等が主催するセミナーを通じて、中核機関の役割や機能について周知

(市町村・中核機関等を担う人材の研修)

・市町村や中核機関職員等に対する国の研修において、中核機関の適切な後見人候補者の推薦や後見人支援の 役割や機能について理解を深めるための講義・演習を実施(令和元年度)

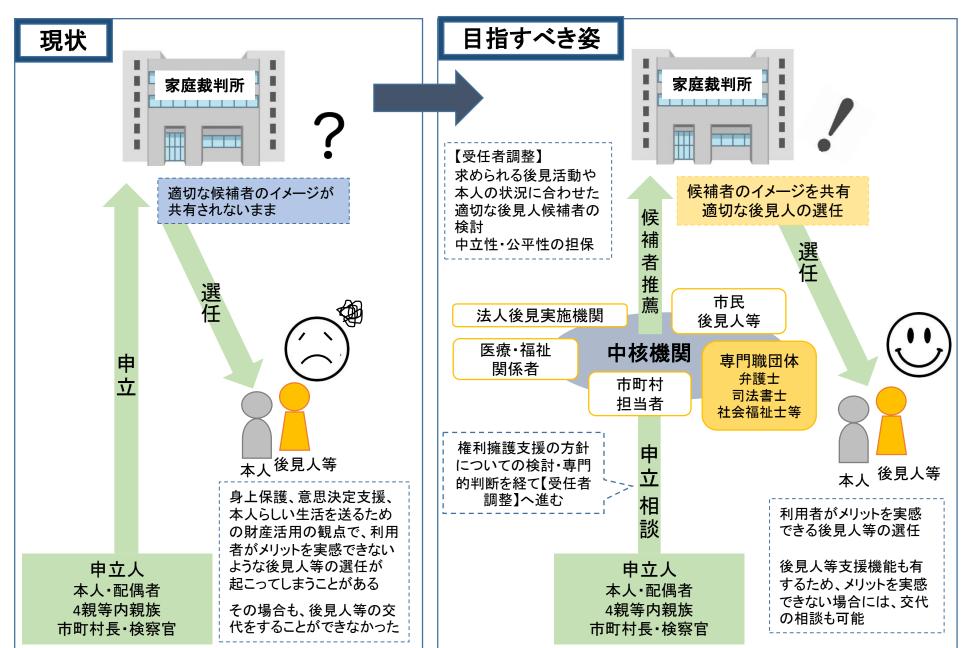
(予算関係)

- ・市町村計画策定費及び中核機関運営費に係る普通交付税措置(平成30年度~)
- ・令和元年度予算において、中核機関における先駆的取組補助を創設
- ・令和2年度概算要求において、適切な後見人候補者を推進するための受任調整会議や市民後見人や親族後見人の バックアップ体制の強化について概算要求

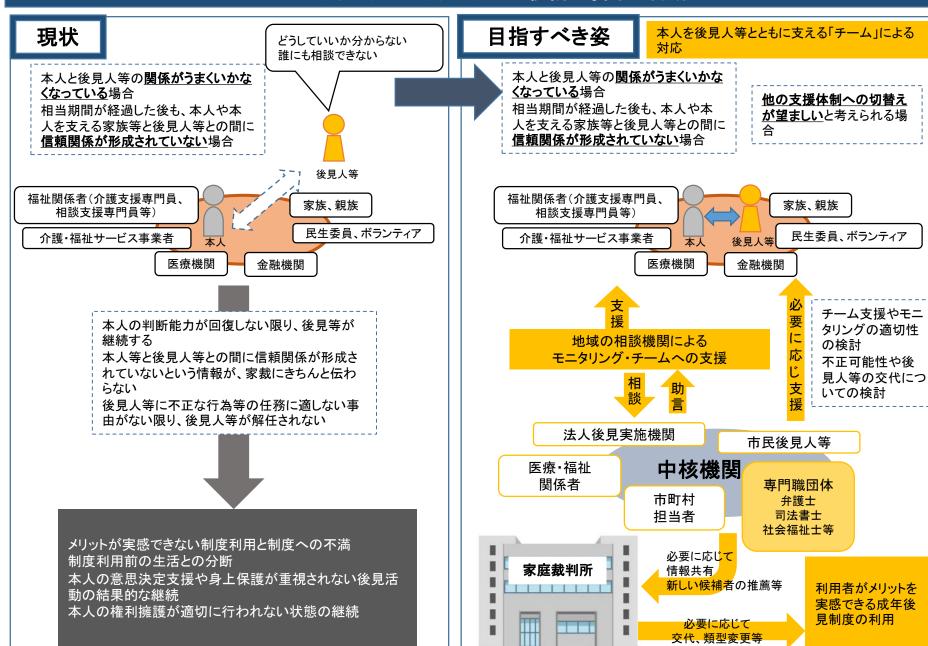
地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能

- ① 広報機能
- ② 相談機能
- ③ 成年後見制度利用促進機能
 - (a)受任者調整(マッチング)等の支援
 - (b)担い手の育成·活動の促進
 - (市民後見人や法人後見の担い手などの 育成・支援)
 - (c)日常生活自立支援事業等関連制度から のスムーズな移行
- 4 後見人支援機能
- ⑤ 不正防止効果

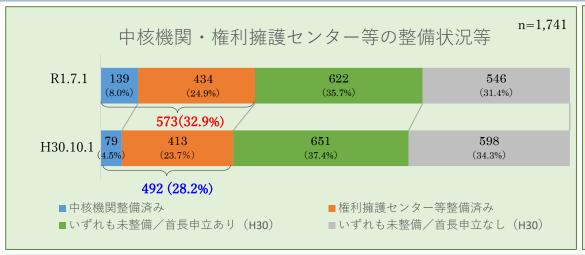
受任調整(マッチング)機能

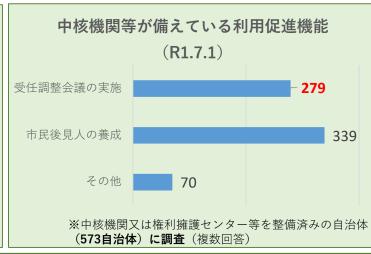


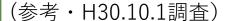
後見人支援機能 モニタリング・バックアップの検討・専門的判断



成年後見制度利用促進機能(受任者調整等)







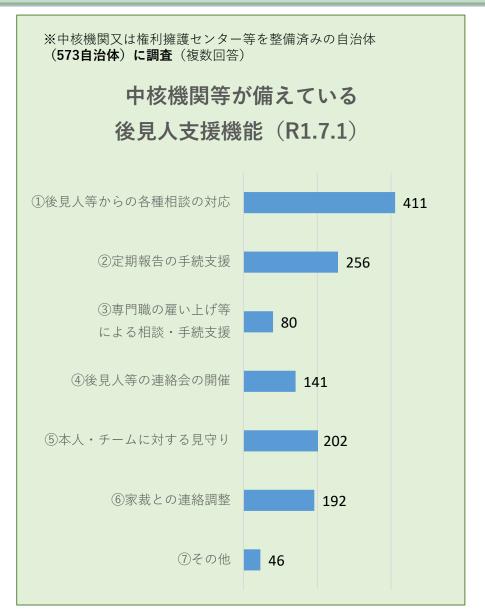
※中核機関又は権利擁護センター等を整備済みの自治体(492 自治体)に調査 ⇒ 225自治体が受任調整会議を実施

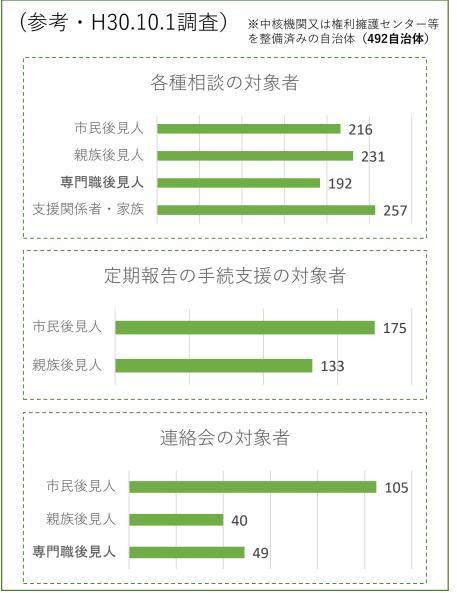






後見人支援機能





成年後見制度利用促進の体制整備関係予算

令和2年度概算要求額 10.8億円(3.5億円)

- 〇 今後、認知症高齢者や単身高齢者の増加が見込まれる状況を踏まえ、成年後見制度の利用 促進のための体制整備を図っていくことが喫緊の課題。
- 〇 今般とりまとめられた<u>認知症施策推進大綱に掲げる「成年後見制度利用促進基本計画」に係るKPIを着実に達成</u>するため、以下の新規・拡充要求を行う。

1 中核機関の整備、市町村計画策定の推進 7.3億円(3.5億円)(一部推進枠)

基本計画を踏まえ、全国どの地域に住んでいても、成年後見制度の利用が必要な人が制度 を利用できるよう、中核機関の整備や市町村計画策定を推進。

- 都道府県による広域的な体制整備や中核機関の立ち上げ・先駆的取組の推進等
- 新・中核機関における市民後見人、親族後見人への支援体制の強化や 適切な後見人候補者の家裁への推薦(受任調整会議)の取組の推進

2 後見人等への意思決定支援研修の実施 O.5億円(委託費)(推進枠)

利用者がメリットを実感できる制度となるよう、国において、後見人等向けの意思決定支援研修を全国的に実施。

3 任意後見・補助・保佐等の広報・相談の強化 3. O億円(委託費)(推進枠)

国レベルで、任意後見制度や補助・保佐類型等の全国的な広報や、中核機関等における個別の支援事例の専門的な相談や全国の相談体制の整備を推進する「(仮称)任意後見・補助・保佐等広報相談センター事業」を実施する。

新

新

品川成年後見センター

・人口約40万人・単独自治体で実施

【ケース会議・方針決定会議→受任調整会議(学識、専門職等)⇒候補者の推薦】

※自治体概要 ・面積約22.84km ・高齢化率20.41% ・中核機関の整備:令和3年を予定(現在検討中)

受任調整会議までの流れ

ケース会議 月2回

- ○検討メンバー ⇒ 成年後見センター・区の担当者、介護・福祉関係者
- ○検討内容 ⇒ 権利擁護の必要性の確認 / 親族、財産状況及び調査、既往症、生活 / 状況等の把握 等

方針決定会議 年4回

- ○検討メンバー ⇒ 区(管理職、担当者)、成年後見センター
- ○検討内容 ⇒ 後見申立の確認(申立人、類型、後見人及び後見監督人候補者の選定)

受任調整会議

品川成年後見センター運営委員会

- ○開催頻度 ⇒ 年4回 ※緊急事案については、委員長決裁により申し立て、委員会には事後報告
- ○対象 ⇒ 本人・親族・区長申立、法定後見・任意後見のすべての事案(※成年後見センターが関与している事案)
- ○検討メンバー ⇒ 学識経験者、医師、弁護士、民生委員、福祉関係者、行政関係者 計10名
 ※事務局として、成年後見センター、区(管理職、担当者)が出席
- ○検討内容 ⇒ 申立の可否、候補者の選定 (法人後見、市民後見、専門職であればいずれの専門職が妥当か)

候補者の推薦

- ○法人後見 ⇒ 区内の法人後見実施団体について把握しており、受任調整会議にて候補者推薦する法人を決定
- ○市民後見人 ⇒ (1年間法人後見の支援員として研修する中で適性等を把握し、受任調整会議で決定)
- ○専門職後見 ⇒ 受任調整会議の結果を踏まえて、専門職団体に候補者推薦を依頼
- ○親族後見 ⇒ (受任調整会議の対象とはしておらず、相談時に個別対応)



尾張東部権利擁護支援センター

•人口約47.5万人(圏域)

・広域で実施

【ケース会議→受任調整会議(学識経験者、専門職等)⇒候補者の推薦】

※自治体概要 愛知県·尾張東部圏域6市町(瀬戸市·尾張旭市·豊明市·日進市·長久手市·東郷町)

・面積約230.14km ・高齢化率24.1% ・当センターを中核機関として位置付け(H30度末)

受任調整会議までの流れ

ケース会議(方針決定、候補者の検討を兼ねる。担当者レベル) 随時開催

- ○検討メンバー ⇒ 本人、親族、担当行政、地域包括支援センター、障害者相談支援センター、ケアマネージャー、MSW、PSW、消費者被害相談員、民生委員、知人等、本人 を良く知る関係者
- ○検 討 内 容 ⇒ 課題の整理確認、権利擁護支援の必要性、権利擁護支援のツールの検討、親族関係・生活状況、財産状況の確認(首長申立ての場合は、参加 した行政担当者が課長へ報告、内部で検討し決裁を行う)
 - 成年後見審判申立て審査会(日進市のみ):福祉部長·地域福祉課長·介護福祉課長·担当者により、課題の確認·整理、市長申立ての要否、候補者の検討

受任調整会議

適正運営委員会

- ○開催頻度 ⇒ 2か月に1回 (緊急時はメーリングリストで意見集約、調整、検討)
- ○検討メンバー ⇒ 学識経験者、弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士、保健所、地域包括支援センター又は障害者相談支援センター、6市町担当課長、 行政関係者、事務局センター職員、計20~25名
- ○検 討 内 容 ⇒ 法人後見候補者要否の検討、市民後見人ケースの適否の検討、専門職後見人へ依頼する場合の課題の整理

候補者の推薦

- <u>○法 人 後 見</u> ⇒ 法人受任ガイドラインに沿って適正運営委員会で必要と認められた場合に当センターを推薦(※圏域内の法人後見実施機関は当センターのみ)。 センターでは申立てを行う全てのケースで本人・親族と面会・アセスメントを行っており、候補者となった場合は改めて本人・親族へ伝え、意向を確認
- ○専門職後見 ⇒ ケース会議にて専門職後見が妥当と判断された場合、センター設置の「専門職協力者名簿登録制度」の名簿登録者(弁護士28名、司法書士31名)
 から候補者を推薦。社会福祉士の推薦は、社会福祉士会のぱあとなあ受任調整会議に依頼を行い、候補者を推薦。候補者には、申立て前に事前マッチングの協力を依頼して事前面談を実施
- ○親族後見 ⇒ 相談時やケース会議等で親族が候補者となる場合の説明および意向を確認。親族後見人選任後は、定期報告書の作成支援や後見事務の随時相談対応等、安心して後見業務ができるよう、サポートについて説明

香川県三豊市

•人口約6.5万人

【ケース会議・方針決定会議→専門職の助言が必要な事例は受任調整会議(専門職等) ⇒候補者の推薦】

※自治体概要 ・面積約222.71km ・高齢化率35.1% ・中核機関:令和元年4月に直営で整備、同年10月に一部委託へ

受任調整会議までの流れ

ケース会議(担当者レベル) 随時

- ○検討メンバー ⇒ 地域包括支援センター、福祉課、介護・福祉関係者、民生委員等 * ケースにより異なる
- ○検討内容 ⇒ 権利擁護の必要性の確認 / 親族、財産状況及び調査、既往症、生活 / 状況等の把握 等

方針決定会議(部長・課長レベル) 随時

- ○検討メンバー ⇒ 市(介護保険課、福祉課、地域包括支援センター(直営))
- ○検討内容 ⇒ 後見申立の確認(申立人、類型、後見人及び後見監督人候補者の選定)、市長申立ての要否

支援方針の検討や候補者の選定に当たって専門職の助言が必要な場合(例:

法的課題を有する場合、虐待事例 等)

受任調整会議

かがわ後見ネットワーク 随時

- <u>○検討メンバー</u> ⇒ 弁護士、司法書士、社会福祉士、社会福祉協議会、福祉関係者等 * ケースにより異なる ※事務局は、県社会福祉協議会、地域包括支援センター、福祉課
- ○検討内容 ⇒ 申立の可否、候補者の選定 (法人後見、市民後見、専門職であればいずれの専門職が妥当か)

候補者の推薦

- <u>○法人後見</u> ⇒ 社会福祉法人三豊市社会福祉協議会法人成年後見事業検討委員会、または、NPO法人後見ネットかがわ業務委員会で受任の可否を検討して推薦
- ○市民後見 ⇒ (令和2年度に市民後見人の養成を予定)
- ○専門職後見 ⇒ 受任調整会議の結果を踏まえて、地域の専門職に依頼して推薦



高知県本山町

・人口約3,400人・単独自治体で実施

【ケース会議(専門職の助言が必要な場合は専門職が参加)⇒候補者の推薦】

※自治体概要

・面積約134.22km²

・高齢化率45.6%

・中核機関:H30年12月に整備(直営+委託)

受任調整の流れ

ケース会議(方針決定、受任調整を兼ねる。担当者レベル) 随時開催

- ○検討メンバー ⇒ <u>介護・福祉関係者、町(健康福祉課、包括)、権利擁護センター、専門職によるアドバイスが必要</u>な事案では、権利擁護センター運営委員会(=協議会)のメンバーの中から必要に応じて召集等
 - *運営委員会・・・ 直営(町に事務局)、委員(弁護士、司法書士、高知県社会福祉協議会、介護支援専門員、相談支援専門員、 町住民生活課長、社会福祉協議会事務局長):計7人
- ○検討内容 ⇒ 親族、財産状況等の情報共有、課題整理、権利擁護支援の検討(成年後見制度利用要否等)、後見申立ての確認(申立者、類型、候補者の選定)等

候補者の推薦

- ○法人後見 ⇒ 町社協の法人成年後見事業運営委員会にて受任可否について協議
- ○市民後見 ⇒ 養成未実施(関係者との協議を踏まえ、令和3年度頃から必要に応じて実施予定)
- ○専門職後見 ⇒ ケース会議の開催前後に地域の専門職に受任の可否を打診し、推薦に至る
- ○親族後見 ⇒ ケース会議の開催前後に親族の受任に対する意向を確認。親族に、権利擁護センターの後見人へのバックアップ(報告書作成支援等)機能について説明し、受任に対する不安の解消に努める

町長申立が適当となった場合

それ以外の場合

本山町成年後見制度町長審判請求審査委員会(課長レベル) 随時

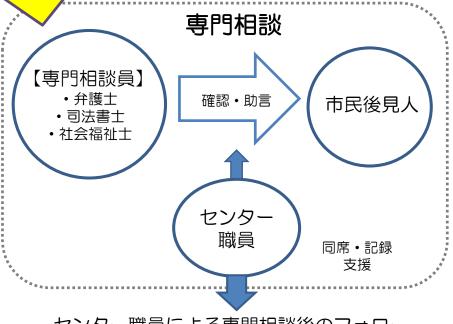
- ○検討メンバー ⇒ 健康福祉課長、同課長補佐、住民生活課長、同課長補佐
- ○検討内容 ⇒ 町長申立ての要否

後見人支援の 事例1

専門相談等による市民後見人の支援を実施している例 (大阪市社協・大阪市成年後見支援センター)

センターが専門職を雇い上げることで(週2回)、市民後見人が専門職に無料で気軽に相談でき、効果的

センターの専門的・継続的サポート



センター職員による専門相談後のフォロー

初動期セットの手渡し・説明

(受取書・報告書類・後見事務費基準・名刺・市民 後見人リーフレット・緊急連絡先)

※親族後見人相談会の開催等により、親族後見人等に対する支援も実施

初動期

- ○初動の打ち合わせ
- ○1か月目財産目録作成支援
- 3か月目 活動状況確認

6か月ごとの家裁への報告前

- ○財産管理の確認・助言
 - ・領収書等と通帳の突合せ
 - 預金額について前回との差額確認
 - 収支予定表の確認
 - 後見事務費の取得 等
- ○身上監護の確認・助言
 - ケアプラン、体調面、医療状況 訪問回数等
- *その他、課題が生じた時に必要に応じて専門相談を実施

後見人支援の 事例2

後見人の相互交流等の取組を実施している例

(三重県伊賀地域(伊賀市・名張市)福祉後見サポートセンター)

「後見人のつどい」

- 平成20年より、年2回開催。1回につき、20名程度が参加
- <u>親族、専門職、市民、法人等の属性を問わず、成年後見人等を受任した方が参加</u>
- 助言者として、法律職(弁護士)、福祉職(社会福祉士)(いずれも伊賀地域福祉後見サポートセンター運営委員)、家裁書記官(オブザーバー)が参加し、より専門的な内容にも応対
- <u>後見事務に関して助言を受けることのほか、参加者の相互交流により、「ひとりで</u>はない。仲間がいる」ことを感じ、孤独と不安が少しでも軽くなることを主旨とする
- 〇 「つどい」における話題の例(親族後見人等の発言から)
 - ・役所の窓口で手続をしようと思ったら、後見人である証明が必要と言われたが、どうしたらいいか(登記事項証明書のことを知らなかった)
 - ・(高齢等の理由で)自分が後見人を続けられなくなったら、どうしよう
 - ・裁判所に提出する書類が煩雑でわかりにくい
 - ・裁判所からは、認知症になっても本人の意思は尊重してほしい等と言われたが、正直、どこまで気持ちを考えないといけないのかと悩んだこともある

親族後見人への継続的支援を実施している例

(町田市社協・福祉サポートまちだ)

選任前

- 制度のことを知りたい
- ・ 制度を利用すべきか悩んでいる
- 金融機関や病院等から制度の利用を勧められた
- 申立書類の書き方、必要書類の 取り寄せ方が分からない

選任後

- 家裁に相談する前に、専門家から アドバイスを受けたい
- 後見業務について確認したい
- 家裁に提出する書類のチェックをして ほしい
- ・後見業務について、誰に相談すればよ いか分からない

親族後見人

選任前後を通じた継続的な支援

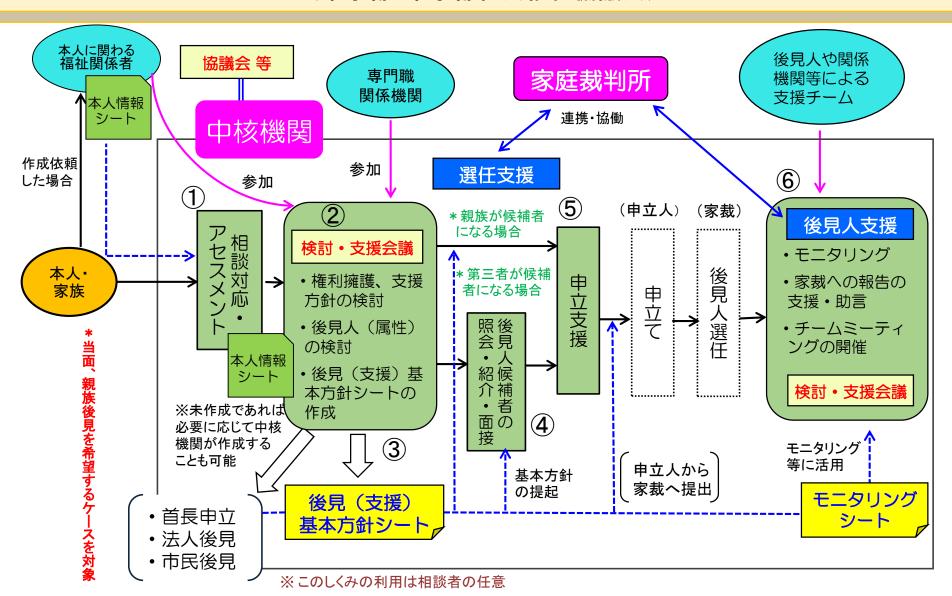


- 個別相談や親族後見人相談会・連絡会による相談・連絡対応
- 連絡先等を教えていただき、関係が途切れないように工夫(任意)
 - 定期的なアンケートの実施(申立てを行ったか、継続した支援を希望するか等)
 - 定期的に情報提供や相談が受けられるよう、チラシ等による継続した案内

後見人支援の 事例4

地域と家裁の連携による新たな選任・利用支援のしくみ

~親族後見を含めた、よりふさわしい後見人を選任・支援するための取組~ (東京都・東京都社会福祉協議会)



申立費用及び報酬の助成について

全国どの地域に住んでいても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、低所得の高齢者・障害者に対する成年後見制度の申立費用や報酬の助成を行う「成年後見制度利用支援事業」を推進。

(高齢者関係)

- ・本年3月実施の全国課長会議において以下の内容を自治体に周知 「当該事業については、任意事業ではあるものの、全国どの地域に住んでいても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるようにする観点から、
- ・ 未実施市町村におかれては、当該事業を実施すること
- ・ 本人・親族申立を契機とする場合も対象とすること
- 後見類型のみならず保佐・補助類型についても助成対象であることが明らかにされていることを踏まえた取扱いとすること」

(障害者関係)

- 成年後見利用支援事業の対象者については、事務連絡「成年後見制度利用支援事業の対象者の拡大等について」(平成20年3月28日)を発出し、市町村長による後見等の審判請求に限定していたところを、平成20年4月より、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者に拡大している。
- ・ 平成24年度より成年後見利用支援事業を市町村地域生活支援事業の必須事業(法改正)とし た。

(参考)成年後見制度利用促進基本計画

- 3 成年後見制度の利用の促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策 4)制度の利用促進に向けて取り組むべきその他の事項
 - ② 制度の利用に係る費用等に係る助成
 - 全国どの地域に住んでいても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるようにする観点から、地域支援事業及び地域生活支援事業として各市町村で行われている成年後見制度利用支援事業の活用について、以下の視点から、各市町村において検討が行われることが望ましい。
 - ・ 成年後見制度利用支援事業を実施していない市町村においては、その実施を検討すること。
 - 地域支援事業実施要綱において、成年後見制度利用支援事業が市町村長申立てに限らず、本人申立て、親族申立て等を契機とする場合をも対象とすることができること、及び後見類型のみならず保佐・補助類型についても助成対象とされることが明らかにされていることを踏まえた取扱いを検討すること。

成年後見制度利用支援事業(高齢者関係)

1. 事業内容

- ○市町村が次のような取組を行う場合に、国として交付金を交付する。(平成13年度から実施)
 - (1)成年後見制度利用促進のための広報・普及活動の実施
 - ① 地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等を通じた、成年後見制度のわかりや すいパンフレットの作成・配布
 - ② 高齢者やその家族に対する説明会・相談会の開催
 - ③ 後見事務等を廉価で実施する団体等の紹介等
 - (2)成年後見制度の利用に係る経費に対する助成
 - ① 対象者:成年後見制度の利用が必要な低所得の高齢者 (例)介護保険サービスを利用しようとする身寄りのない重度の認知症高齢者
 - ② 助成対象経費
 - ・ 成年後見制度の申立てに要する経費(申立手数料、登記手数料、鑑定費用など)
 - ・ 後見人・保佐人等の報酬の一部等
- 2. 令和2年度概算要求額: 地域支援事業交付金1,941億円の内数

【負担割合】国 38.5/100 都道府県 19.25/100 市町村 19.25/100 1号保険料 23/100

3. 事業実施状況: 1. 429市町村(全市町村の82.1%)(平成29年4月1日現在)

成年後見制度利用支援事業(障害者関係)

1. 目的

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

2. 事業内容

成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬等の全部又は一部を補助する。

※平成24年度から市町村地域生活支援事業の必須事業化

3. 事業創設年度

平成18年度

4. 令和2年度概算要求額(障害者関係)

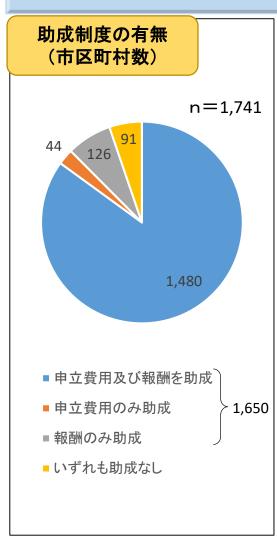
地域生活支援事業費等補助金571億円の内数(令和元年度:495億円)

※【市町村事業補助率】国1/2以内、都道府県1/4以内で補助

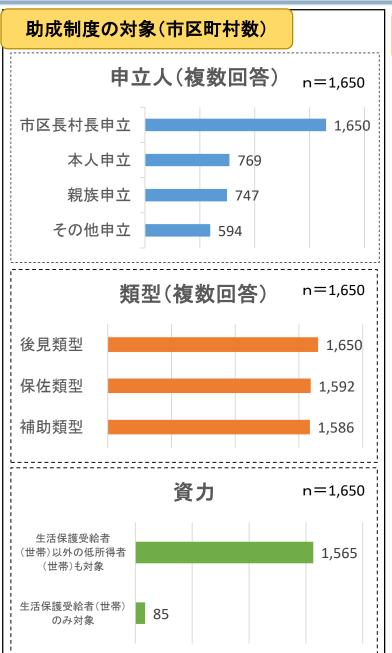
5. 事業実施状況(障害者関係)

平成30年4月1日現在 1,416市町村(平成29年:1,485市町村、平成28年:1,470市町村)

成年後見制度利用支援事業(高齢者関係)



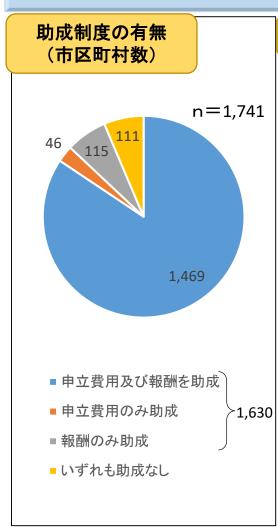
※成年後見制度利用促進施策に係る 取組状況調査結果(平成30年10月1 日時点)



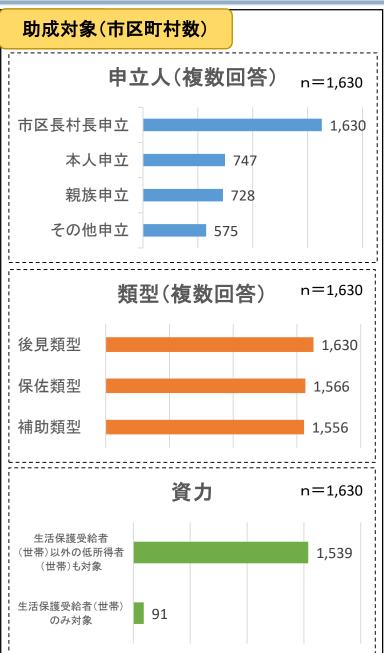
H29実績	申立費別	申立費用:3,438件 報酬:6,681件	
(件数)	報酬:		
	申立費用	報酬	
市区町村長申立	3,320 (96.7%)	4,513 (71.6%)	
本人申立	62 (1.8%)	359 (5.7%)	
親族申立	34 (1.0%)	736 (11.7%)	
その他申立 (法定後見人等)	17 (0.5%)	694 (11.0%)	
(合計)	3,433	6,302	
	申立費用	報酬	
後見類型	3,009 (87.6%)	5,129 (78.5%)	
保佐類型	368 (10.7%)	1,116 (17.1%)	
補助類型	59 (1.7%)	287 (4.4%)	
(合計)	3,436	6,532	
	申立費用	報酬	
生活保護 受給者	1,272 (37.7%)	3,783 (61.8%)	
その他の 低所得者	2,101 (62.3%)	2,335 (38.2%)	
(合計)	3,373	6,118	
※内訳が不明な場合があるため助成件数合計			

は一致しない

成年後見制度利用支援事業(障害者関係)



※成年後見制度利用促進施策に係る 取組状況調査結果(平成30年10月1 日時点)



H29実績	申立費	申立費用:818件	
(件数)	報酬:	2,425件	
	申立費用	報酬	
市区町村長申立	775 (96.3%)	1,262 (56.8%)	
本人申立	14 (1.7%)	198 (8.9%)	
親族申立	11 (1.4%)	314 (14.1%)	
その他申立	5 (0.6%)	448 (20.2%)	
(合計)	805	2,222	
	申立費用	報酬	
後見類型	630	1,479 (61.9%)	
	(77.2%)	(01.570)	
保佐類型	167 (20.5%)	775 (32.4%)	
保佐類型補助類型	167	775	
	167 (20.5%)	775 (32.4%) 136	
補助類型	167 (20.5%) 19 (2.3%)	775 (32.4%) 136 (5.7%)	
補助類型	167 (20.5%) 19 (2.3%) 816	775 (32.4%) 136 (5.7%) 2,390	
補助類型 (合計) 生活保護	167 (20.5%) 19 (2.3%) 816 申立費用 313	775 (32.4%) 136 (5.7%) 2,390 報酬 1,390	

※内訳が不明な場合があるため助成件数合計

は一致しない